

役員報酬 基準

理事長、理事、監事において、独立行政法人福祉医療機構より行っている借入金の返済が終了するまでは、名誉職とし、役員報酬は支払われないものとする。

返済が完了後再度、評議会にて基準を定める

平成29年4月1日